

# 「宮城県水道広域化推進プラン（中間案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和5年3月15日

宮城県では、「宮城県水道広域化推進プラン（中間案）」について、令和4年12月16日から令和5年1月16日までの間、ホームページ等を通じ県民の皆様の御意見等を募集しました。

この結果、4名から合計8件の貴重な御意見・御提言を頂きました。

いただいた御意見等は、このプラン策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

御意見等に対する宮城県の考え方について、以下のとおり回答します。

番号	項目	頁	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
1	全体		<p>用水供給事業と市町村水道事業体との垂直連携についてどうする計画なのか関連した記述はなく、広域化の先にこのようなことを想定しているのか、県としての見解を示すべき。</p>	<p>広域化シミュレーション結果等から、垂直連携を含む「経営の一体化等」が最も得られる効果大きいことが分かっている一方で、各市町村等水道事業者を取り巻く環境は一様ではないため、水道広域化に向けた意向には温度差があります。</p> <p>このため、現時点では、経営一体化の枠組みなどの具体案を本プランに明記するには様々な課題があることから、まずは周辺事業者や圏域を中心とした施設の統廃合や経営の一体化、事業統合についての検討・実現を図り、将来的には圏域を超えた、より大きい単位による様々な形態での事業統合の実現を目指すこととしたものです。</p>
2	全体		<p>みやぎ型管理運営方式を導入した際の県の説明は不十分であったと考えており、水道事業広域化を検討する際は、県として県民に対して最大限の説明を行うことを約束すべき。</p>	<p>市町村等水道事業者の方針決定には、水道の利用者である県民の皆様の声が大変重要であると認識していることから、本プランは可能な限り分かりやすい内容とする方針で調製しています。</p> <p>県は、市町村等水道事業者自らが水道広域化について議論し、実現していくための基礎資料として策定する本プランを基に、市町村等水道事業者が主体的に取組を実現できるようサポートするとともに、情報発信・説明等が最大限行われるよう支援してまいります。</p>

番号	項目	頁	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
3	全体		<p>水道は県民の命に直結するライフラインであるので、未来を見据えた時に 民間企業のように儲け主義ではなく公、みんなの水道を死守できるような人材やしゅくみが大切だが、メリットが民間企業へ行くように見えてしまい、危惧している。</p>	<p>人口減少等による水需要の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増大などが見込まれる中、投資の合理化や維持経費の削減、技術職員の確保などは、市町村等水道事業者によっては単独での取組には限界があることから、市町村の枠組みを超えた取組が有効と考えられます。</p> <p>県は、広域連携の推進役として、市町村等水道事業者が主体的に水道広域化の取組を取捨選択し、実現できるよう支援してまいります。</p>
4	全体		<p>財政収支シミュレーションで大変な状態が分かるが、水道広域化とその先の民営化に方針を定めて押し付けるのではなく、住民参加の方法で、じっくりと話し合いや学習会を開き、水道事業が住民にとって身近で基本のことだと実感、体感できるシステム作りをしながら、民間ではなく公営が責任をもってやっていく方向を模索してもらいたい。</p>	<p>人口減少等による水需要の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増大などが見込まれる中、投資の合理化や維持経費の削減、技術職員の確保などは、市町村等水道事業者によっては単独での取組には限界があることから、市町村の枠組みを超えた取組が有効と考えられます。</p> <p>県は、広域連携の推進役として、市町村等水道事業者が主体的に水道広域化の取組を取捨選択し、実現できるよう支援してまいります。</p> <p>なお、水道広域化の取組と、御意見のありました民営化とは直結するものではありません。</p>
5	人員	42	<p>技術的な人材育成だけでなく、「公共の福祉を最優先し、それを実現するためにはどうするのか？」を、しっかり考えられる高度な公共スペシャリストの育成が絶対に必要。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
6	基本方針	44～46	<p>基本方針を実現していくためには、地域の実情と生活実態に熟知した住民の意見を丁寧に掬い上げることが不可欠だが、小さな自治体でこういったことを行うゆとりがないというのであれば、旗振り役の県が積極的に技術的人員的な支援をして、大々的に住民の意見を深く聴取する体制</p>	<p>人口減少等による水需要の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増大などが見込まれる中、投資の合理化や維持経費の削減、技術職員の確保などは、市町村等水道事業者によっては単独での取組には限界があることから、市町村の枠組みを超えた取組が有効と考えられます。</p>

番号	項目	頁	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
			を整えるべき。	県は、広域連携の推進役として、市町村等水道事業者が主体的に水道広域化の取組を取捨選択し、実現できるよう支援してまいります。
7	管理・経営（ソフト面）の広域化	54	<p>共同委託の事例では、民間委託した方が高くなる市町村があるほか、極端に経費が安くなる市町村においては、手抜きされることが危惧される。</p> <p>このような点をどうチェックするか記述されていないので、コストカットされることが良い選択肢か判断できない。</p>	<p>民間委託に当たっては、関係法令・基準等を遵守するなど、市町村の指導監督の下、適切な業務運営がなされるものと認識しております。</p> <p>また、共同委託の場合には、単独で業務委託を行うよりも経費削減効果が高いことはもちろん、これまで職員自らが行っていた業務を委託することによって、職員の負担が軽減されマンパワーの確保につながるなど、経費削減以外の様々な効果もあると考えております。</p>
8	推進スケジュール	64	<p>水道基盤強化計画を令和6年度までにまとめるとされているが、性急すぎる。</p> <p>具体的な個別の事例ごとにそれぞれ検討し、住民の意見を取り入れていく必要がある。</p>	<p>水道基盤強化計画は、水道法において「都道府県、市町村及び水道事業者等の講ずべき措置を明確化させ、水道の基盤の強化の推進を図ることを目的」に策定できるとされているものです。</p> <p>水道基盤強化計画の策定に当たっては、地域の水道事業に関して最も多くの知見を有し、住民の意向も十分に把握している市町村等を構成員とした「広域的連携等推進協議会」と協議しながら、丁寧に議論を進め、本県水道の目指すべき姿の実現に向けて取り組んでいく予定です。</p>